

令和 2 年第 2 回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

秋川流域斎場組合議会

**令和2年第2回
秋川流域斎場組合議会定例会会議録**

令和2年10月23日(金)、令和2年第2回秋川流域斎場組合議会定例会は、日の出町役場第1, 2会議室に招集された。

1. 出席議員 (12名)

1番	辻 よし子	8番	折田 眞知子
2番	中村 一広	9番	濱中 直樹
3番	たばた あずみ	10番	清水 満男
5番	村野 栄一	11番	峰岸 茂
6番	中嶋 博幸	12番	伊藤 英人
7番	加藤 光徳	13番	澤本 幹男

2. 欠席議員 (0名)

3. 会議録署名議員

6番	中嶋 博幸	8番	折田 眞知子
----	-------	----	--------

4. 出席説明員

管理者	橋本 聖二	担当課長	坂井 岳
副管理者	村木 英幸	担当課長	小澤 和弘
副管理者	坂本 義次	担当課長	小林 泰夫
副管理者	師岡 伸公	担当課長	坂村 孝成

5. 事務局職員

事務局長	谷合 和久	係長	齊藤 拓也
主任	青木 哲次		

令和2年第2回 秋川流域斎場組合議会定例会会議録

日 時 令和2年10月23日(金) 午前10時00分開議

場 所 日の出町役場第1, 2会議室

日 程	番 号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		一般質問
日程第 5	議案第 9 号	令和元年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	議案第 10 号	秋川流域斎場組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
日程第 7	議案第 11 号	秋川流域斎場組合会計年度任用職員制度の導入に係る関係条例の整備に関する条例
日程第 8	議案第 12 号	令和2年度秋川流域斎場組合会計補正予算(第1号)について

議事案件

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 一般質問 |
| 日程第 5 | 議案第 9 号 令和元年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 10 号 秋川流域斎場組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 11 号 秋川流域斎場組合会計年度任用職員制度の導入に係る関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 12 号 令和2年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第1号）について |

午前10時00分 開会

○議長（加藤光徳議員） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中、齋場組合議会を開催いたしましたところ、全員の方にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。また、諸般の事情で会場をここに設営させていただきましたが、誰一人間違いなくお出でいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の議長を務めさせていただきます日の出町議会の加藤でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、先般、奥多摩町におかれましては、5月に町長選挙が執行され、見事当選されました師岡町長、大変おめでとうでございます。

それでは、ここで副管理者に就任されました奥多摩町師岡町長にご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○副管理者（師岡伸公町長） 皆様こんにちは。奥多摩町の師岡でございます。

日頃、齋場組合の皆様には大変お世話になりまして、町民も大変感謝をしております。今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤光徳議員） ありがとうございます。

これより本会議に入りたいと思ひます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和2年第2回秋川流域齋場組合議会定例会を開催いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規程により、議長において、

6番 中嶋博幸議員

8番 折田眞知子議員、

を今会期中、指名いたします。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程3「諸般の報告」をいたします。

管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） おはようございます。ただいま議長のご指名をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、令和2年第2回秋川流域斎場組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、急な会場変更にもかかわらずご出席を賜わり、開会できますことを心から御礼を申し上げる次第でございます。

先ほど議長から紹介、また自己紹介がございましたが、5月には奥多摩町長選挙が行われ、師岡伸公町長がめでたく当選の栄を果たされました。改めまして心からお喜びを申し上げます。

それでは、諸般の報告を申し上げたいと存じます。

皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の問題は当組合にも大きく影響しております。しかしながら、業務自体は使用制限の実施などをしたものの直接的な被害を受けておらず、また、発生源ともなっておりません。

さて、本年度の事業でございますが、通常業務のかたわら、当斎場も供用開始から20年目を迎えるところであり、昨年度見直しを行った長期修繕計画に基づき、施設あるいは設備の修繕等を計画的に行っているところでございます。

続きまして、管理者報告をいたします。今回は報告書にまとめさせていただきました。

まず、管理者報告第1号は、「利用状況」でございます。

火葬の利用件数でございますが666件、前年度同時期と比較いたしまして6件の減でございました。使用料で比較しますと、85万4千円減少しております。

式場の利用につきましては191件で、前年度同時期と比較いたしますと28件の減となっております。使用料で比較いたしますと、470万円減少しております。

軒並み減少している主な理由につきましては、皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対策の影響による施設の使用制限、特に管外使用者を受け入れなかったことに加え、式場においては通夜式の減少も大きく影響しております。

次に、管理者報告第2号は、「規則等の各種整備状況について」でございます。

報告に記載のとおり、新年度から規定整備予定のものも含めまして、6件分の新たな規則

等を整理してご報告させていただきます。

次に、管理者報告第3号は「新型コロナウイルス感染症対策等について」でございます。

当組合でもその対応や使用制限、遺体受入れなど様々な影響がございますので、経緯をご報告させていただきます。おかげさまで、現時点で利用者、従事関係者から直接的な陽性反応者等は発生することなく運営をしております。

最後に、管理者報告第4号は、「インターネット関連アドレスの変更について」でございます。

報告に記載のとおり、当組合の重要な発信・通信手段であるインターネット接続サービスの環境を変更することに伴い、ホームページやEメールのアドレスも変更になることから、報告させていただくものでございます。

諸般の報告並びに管理者報告につきましては、以上でございます。

最後に、本日はどうかひとつ、各提案をさせていただきます議案につきまして、よろしく慎重なるご審議をいただければありがたいと存じます。

簡単ではございますが、以上、ご挨拶と報告とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤光徳議員） 大変ありがとうございました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第4 「一般質問」を行います。

質問を行う順番は、一般質問通告書の受付順に行い、質問者は自席で発言し、質疑の回数は会議規則第9条の規定により、同一議題については3回を超えないようお願いいたします。また、質問並びに答弁は簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

それでは今回、通告1件ございますので、発言を許します。

質問者、5番、村野栄一議員、どうぞ。

○5番（村野栄一議員） それでは、一般質問の通告書を読ませていただきます。

質問事項①火葬場利用者の増加対策について、でございます。

組合内の人口は大きな変化はありませんが、日本全体で考えると2030年には年間死亡者は160万人を突破し、2039年、2040年にはピークを迎えるレベルで推移すると言われております。現状において、時期や時間帯によって需要の多い時間帯で、長い場合の待ち日数はどの程度かお聞きします。

続きまして、②日本人の体型変化に伴う大型炉の需要について、でございます。

日本人男性の身長もかつてに比べて伸び、大型化していく感は否めません。今後、炉の対応を視野に入れて検討していく必要はあると思いますが、見解を伺いたいと思います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（谷合和久局長） お答えいたします。

まず、火葬場利用者の増加対策についてのお尋ねでございますが、当組合でも今後、組合内での総人口は減少することが予想されるものの高齢者比率が高まることから、向こう10年近く火葬場利用者は増加していくものと予測しております。今回配付させていただきました事務報告書11ページに、時間、時期別の内訳を記載させていただきましたが、需要の多い時期については、12月をピークとした冬季、時間帯につきましては、一般火葬の場合、13時をピークにした午後の時間帯となっております。

お答えとして、冬季の繁忙期に午後の時間帯を希望される方ですと、友引日やお坊さんの都合も絡み、希望日より3日から4日先になるということがございます。また式場利用者については利用が多く予約が先になり、結果的にそれに合わせた火葬が1週間弱先になることもございます。

続きまして、大型炉についてのお尋ねでございますが、ご指摘のとおり、外国人を含めまして大柄な方の大型棺の受入れ需要は一定数あると思われまます。当斎場では一昨年に新設した火葬炉1基については既製品最大サイズの棺の火葬は可能な炉となっております。当面、大型棺はその火葬炉で対応できると考えておりますが、さらに大きな特注棺では正直なところ受入れできない場合もございます。長期修繕計画で既設火葬炉3基分の更新は耐火物の改修を経て10年以上先の予定となっておりますが、更新や新設の際には、可能な範囲で特注棺類が対応可能な仕様のもにに変更、追加していきたいと考えております。

○議長（加藤光徳議員） 5番、村野栄一議員。

○5番（村野栄一議員） 再質問させていただきます。

②に関しては、是非そのような計画の下に進めていただけたらと思います。

①の再質問に移ります。現状で、今、町のお話がありました。今後においては、この程度待つのであれば、やはり何かしらの手立てをする必要があると思います。そこで私の私案を少し考えてきましたので、それを提示させていただきたいと思います。

例えば、火葬の時間の最終の確認をさせていただいたところ、2時になっていると思います。その時間の延長や、また昼の時間のやりくりで、現状より多くの火葬が可能になるのではないかなというふうにも考えました。この際、安置するための保冷庫を増設する計画よ

り、そちらのほうがより有効であるし、利用者もそのほうが喜ばれるのではないかなというように気がしております。これが私の第1点です。

また、時間帯で金額の増減を加えて、インセンティブをつけて人気の時間帯を分散させるという、そういうような案も考えられると思います。

そして3つ目として、これはちょっと費用がかかってしまいますが、火葬中の親族の待合室が現状では炉の数と同室はないというふうに認識しております。その部屋の数と炉の数を同室、要するに4基分、4室分にすることで、4基のフル稼働の待合室の問題がなくて対応ができるとも考えました。

この以上3点を私のほうからは提案をさせていただきますが、この3点に対してどのような所見なのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（谷和久局長） お答えいたします。ご指摘のとおり、火葬時間については時間帯によって稼働率の差が顕著であります。午後の時間帯の混雑解消のための火葬枠の増設や時間帯分散のご提案と受け止めさせていただきます。

現状と課題から考えてみたいと思います。まず、最終受入れの時間帯ですが、2時以降の時間帯の受入れの検討ですが、火葬終了までの一連の流れを考えると、ご遺族引き揚げまで概ね2時間の時間を要します。2時30分の火葬を新たに設定した場合、4時30分終了、冬季ですと日没にはなってしまいますが不可能ではないと考えます。ただし、ここで障害となってくるのが待合室の問題になります。前に使用している遺族が引き揚げる前なので待機する部屋が確保できなくなってしまう懸念がございます。

昼の時間帯のやりくりについては、現在、火葬業務従事者は1日3人ないし4人が勤務しておりますが、お昼前には霊柩車の運行、回送、昼の時間も火葬炉は稼働させている関係上、慌ただしく少人数での対応が迫られて昼食時間確保なども苦心している状況です。お昼時間帯の火葬炉稼働を増やすと、委託業者の人員増員の協議、委託料増加等の懸念も発生してきます。

時間帯での使用料設定の差別化ですが、現在1万円の使用料金を設定しておりますが、この金額を基準に利用の少ない時間帯を安価にした場合、それを理由に利用が分散する影響は少ないのではないかなと考えております。逆に希望の多い時間帯に金額を上乗せすることも公営施設の性格上、同一規模の間取りで施設の利用料金の変動設定というのは、公平性という意味では慎重な検討が必要かと思われま。

待合室の増設につきましては、火葬棟につきまして、将来に向け現在の2つの待合室を3

つに区切ることを可能としているような設計になっているようです。そうなればご指摘のとおり受入れ能力は向上いたします。長期修繕計画には盛り込まれておりませんが、間取りの問題ですとか、工事期間の利用者への影響など、概算費用も含めて検証しておきたいと考えております。

所見といたしまして、火葬はご本人含めたご遺族にとって最期のお別れの場面です。利用者目線に立ちまして、希望が多い午後早い時間の火葬の混雑緩和というものを重点に、まずは火葬時間のスライド、開始時間の組み換えなどから検討し、次の段階では新たな火葬時間枠の検討、具体的には費用を抑制した中で人的問題からの検討や、いただいた提案を参考にさせていただきまして、あくまでも例案ですが、待合室の課題を工夫して、立会が少人数の方向けの使用料を抑えた利用提案など、利用者の切なる思いに少しでも応えられるよう、混雑緩和に向けて様々な可能性を探っていきたいと考えております。

- 議長（加藤光徳議員） よろしいですか。
- 5番（村野栄一議員） はい。
- 議長（加藤光徳議員） では、以上で一般質問を終了いたします。

※

- 議長（加藤光徳議員） 日程第5 議案第9号「令和元年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二町長。

- 管理者（橋本聖二町長） 議案第9号 令和元年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

決算書の18ページをご覧くださいと存じます。

令和元年度における秋川流域斎場組合会計の歳入総額は2億4,459万3千円で、同じく歳出総額は2億2,481万6千円となり、歳入歳出差引額は1,977万7千円でございます。実質収支額につきましても1,977万7千円でございます。

細部につきましては、令和元年度歳入歳出決算書及び事務報告書のとおりでございます。このあと事務局より詳細につきましてご説明をさせていただきます。

なお、令和2年8月25日に、当組合の監査委員であります山本委員と澤本委員により、決算審査を行っていただいたものでございます。当日は、会計伝票・契約書・預金通帳等を丁寧かつ慎重に審査していただき、別紙のとおり適正であることの意見書を提出いただいております。

以上でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いして提案理由の説明とい

たします。よろしくお願ひします。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（谷合和久局長） それでは私から、歳入歳出決算について、お配りしてある「決算の概要」資料に沿ってご説明させていただきます。

まず1ページ目、決算の概要でございます。

令和元年度秋川流域斎場組合決算は、歳入総額2億4,459万3千円で前年度比5,174万2千円、17.5%の減、歳出総額は2億2,481万6千円で前年度比5,132万8千円、18.6%の減となり、歳入歳出差引は1,977万7千円となりました。

中段の表につきましては、過去からの決算の推移を掲載しております。

下段につきましては、過去からの工事を中心とした臨時的事業を掲載してございます。

2ページに移りまして、歳入の状況でございます。

歳入は、2億4,459万3千円で前年度比5,174万2千円、17.5%の減となりました。

歳入の主な内容は、組織市町村負担金が1億6,000万円で前年度と同額、使用料及び手数料は、6,437万2千円で前年度比310万9千円、4.6%の減となりました。また、昨年度は長期修繕計画に基づく火葬炉増設工事などの経費として、建物設備整備基金より5,000万円の繰入を行いましたが、元年度の繰入は発生しませんでした。

中段の表につきましては、過去からの歳入額の推移を掲載しております。

下段は、歳入に係るそれぞれの構成比を掲載してございます。

続いて3ページ、組織市町村負担金でございます。

組織市町村負担金は1億6,000万円で前年度と同額となりました。負担金は26年度より1億6,000万円を据え置き、長期修繕計画に基づく今後の大規模改修に備えることとしております。

中段の表につきましては、過去からの組織市町村負担金の推移を掲載しております。

下段は、組織市町村ごとの負担金内訳を掲載しております。

4ページをご覧ください。

斎場使用料でございますが、斎場使用料は、6,421万6千円で前年度比316万4千円、4.7%の減となりました。このうち火葬場使用料は、1,963万6千円で前年度比53万6千円、2.8%の増、式場使用料は4,458万円で370万円、7.7%の減となりました。

中段表につきましては、過去からの火葬場、式場使用料の推移、下段については、組織市町村ごとの利用件数を掲載してございます。

続いて5ページに移らせていただきます。歳出の状況でございます。

2行目から朗読いたします。歳出のうち総務費は、人事管理経費が増加したものの建物設備整備基金積立金減などにより9万6千円の減となりました。衛生費は、工事請負費4,866万円減を主に、長期修繕計画委託実施、消費税増税などによる差引減となりました。公債費については、建設事業1件償還終了に伴い561万5千円の減となりました。

中段、下の表につきましては過去からの歳出額の推移を記載しております。

下段からは主な歳出の事業について、ご説明いたします。

一般職人事管理経費は、事務局職員4名に係る人件費3,824万6千円で、前年度比392万3千円、11.4%の増となりました。主な増減理由につきましては、派遣職員の異動に伴う給与差額の増によるものです。

6ページに移ります。

燃料費・光熱水費、斎場の火葬炉及び空調設備の燃料には年間約10～11万ℓの灯油が使用されており、単価変動の影響で元年度の斎場燃料費は969万9千円、15万8千円の減、また電気料等に係る光熱水費は1,052万7千円、前年比2万7千円の増となりました。

委託料、長期修繕計画策定業務委託の実施により203万5千円の増、10月からの消費税の増税の影響で各経費増となり全体で前年比329万円、5.3%の増となりました。

工事請負費については、元年度は高圧受変電設備改修工事789万円をはじめ非常放送アンテナ交換工事319万円などを実施しました。工事費全体では1,530万5千円、前年比4,866万円の減となりました。

基金の状況でございます。元年度は、基金の取り崩し、大規模工事は実施せずに、新たに2,319万円の積立を行い、基金の年度末現在高は9,856万4千円となりました。

表に推移を示してございます。

続きまして7ページに移らせていただきます。組合債の状況でございます。

元年度の公債費は4,626万7千円で、全て東京都区市町村振興基金からの借入れに対する償還となっております。元年度時点の借入件数は4件、借入総額7億4,100万円に対し、元年度末現在高は1億7,398万2千円となっております。

なお、元年度末現在において新たな借入れの予定はなく、中段の表のとおり、着実に償還しております。

下段になります今後の償還予定ですが、今後の償還予定は、令和2年度末に1件の償還が終了し、令和3年度より残り2件分、各年度約1,500万円の償還となり、令和11年度末でさらに1件の償還が終了し、令和15年度末で全ての償還が完了する予定となっております。

最後に8ページになります。本年度及び過去の決算から導き出される財政運営の展望を記載させていただいております。

秋川流域斎場組合の歳入予算は、組織市町村からの負担金と斎場使用料がその大部分を占めております。組織市町村負担金は、平成26年度より1億6,000万円を据え置くことといたしました。また、斎場使用料については、人口構成の高齢化により火葬場利用件数は短・中期的に増加傾向にあると考えられますが、式場利用については、近年多様な式形態があることから、今後の式場利用状況の推移を注視する必要があります。

一方、歳出については、長期修繕計画に基づく改修工事等を計画的に実施するとともに、令和2年度で供用開始後20年目を迎えることから、老朽化・劣化対応の工事と併せて備品等の入れ替えなどを行う必要があり、引き続き経費の削減に最大限の努力を払うとともに、建物設備整備基金への計画的な積み立てとその運用を図ることとします。

また、組合債は令和2年度末に建設事業当初の償還が終了し、令和3年度から2件分の償還となり、当面、各年度約1,500万円の償還に減額させていきます。

これらのことを総合的に勘案し、施設改修等に伴う支出の増加に対応しながらも、組織市町村負担金については、当分の間については現行予算の範囲内を維持するよう最大限の努力を継続していきます。

表につきましては、長期修繕計画に基づく主な工事実績及び今後の見込みで、特に下の部分で直近の計画を掲載しております。説明は以上です。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。1番、辻よし子議員。

○1番（辻よしこ議員） ご説明ありがとうございました。それでは5点ほど質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、決算書の12、13ページになります。第2款・総務費、1.総務管理費、1.一般管理費、備考の一般管理経費、この中の、予算では台帳管理システム改元対応委託料、平成から令和に変わるということで改元対応委託料として97万2千円が計上されていきました。決算書を見ると執行されなかったようですけれども、その説明をお願いいたします。

2点目です。同じく一般管理経費になります。例規集追録料についてです。以前、この例規集だけの追録料だとすると高過ぎるのではないかということがこの議会で問題になりました。実際には例規集だけではなくて、ほかの文章の追録料も含まれているということが明らかになりました。その際に、例規集追録料ではなくて、追録料等と書いたほうがいいんじゃないかということで、令和2年度の決算書のほうでは「等」が入っているんですね。本決算

書では多分まだ改める前の予算書に基づいているので、備考欄の語句としては「等」が入っていないのではないかなと理解しています。それでいいのかなということも1点と、もしそうであれば例規集以外の何かの改訂料が含まれていると思いますので、その中身を教えてください。

3点目は、14ページ、15ページになります。第3款・衛生費、1.保健衛生費、1.斎場費、備考欄の斎場管理経費、13の排ガス・臭気・騒音測定委託料、これ予算では132万9千円となっています。ところが決算のほうでは、その70%切って67%の89万1千円となっているんです。事務報告書のほうを見ますと、検査項目は例年どおりでべつに検査項目が減っているわけではありませんで、競争入札による契約差金なのかなと思ったんですけども、予算額よりもだいぶ低くなった理由を教えてください。

それから4点目、同じ斎場管理経費のところになります。いつも質問しているんですけども、火葬炉の残骨灰処理委託料1円についてです。昨年度、処理業者から残骨を埋蔵したお寺からのちゃんと埋蔵しましたという証明書ですとか、それから全体の排出量、それに占める金属量の重さ、こうしたものがきちんと書類として提出されているかどうか、それを確認させていただきます。

最後になります。決算の概要のほうになるんですけども、先ほどご説明いただきました決算の概要の8ページの最後のところの「財政運営の展望」ですけども、これ読みますと、昨年度いただいた文章と同じ文章ということで、今回は2040年度までの修繕計画が出されていますので、それに基づく分析がほしかったなという気がいたします。これは意見になりますけれども。

それで、文章中の3行目から4行目にかけて、斎場使用料収入について分析されています。それによると、先ほどご説明がありましたけれども、火葬場の利用数は増加傾向にあると。だけれども式場利用は減っていく可能性があるかと、そういうふうに分けていらっしやるんですね。これに対して修繕計画のほうでは、斎場使用料収入、これ2040年まで毎年同額の6,200万円使用料が入るというそういう見込みなんです。一方、修繕費のための基金積立、これを過去3年間で見ると、だいたい2,400万、2,600万、去年が2,300万、こういうふうに移しているんですけども、修繕計画においては多い年は5,000万円基金を積み立てることになっているんですね。収入はずうっと変わらずという見方で、年によっては5,000万円の基金を積み立てるという見通しがちょっと大丈夫なのかなと不安を感じるんですけども、そのことについての見解をお願いいたします。

以上5点の質問、よろしく願いいたします。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（谷合和久局長） 5点ほど質問がございましたが、順番にご説明させていただきたいと思います。

改元対応、執行しなかった理由でございますが、こちら予算策定のときに様々な影響が反映すると考えられていて、この予算を組み込む時期については、町全体のシステムなどの洗い出しの一環として予算計上させていただきました。その後、効率は悪いんですが、日の出町とかなり似かよったセキュリティシステム、要はインターネットなんかとつながっていない環境でパソコンが動いている関係もありまして、一般の家庭である、自動的にアップデートによる改元対応とか、そういったものがされないというようなことも含めて、システムの改修の見直しをいたしまして、自前でできるところは独自に関数を入れたりして改元対応などもやったということで、経費節減の意味も含めて実施しなかったというような理由でございます。

2番目にいきます。例規集追録についてのところですが、高過ぎるというようなところから入って、まず「等」の文字の話のことですが、これはやはりご指摘のとおり、当初予算でそのようなタイトル、件名になっているので決算書も今回については「等」を入れないで、同じ名前にしたという理由でございます。

あと、追録につきましては、若干、以前の答弁と整合性があるかいかかなものかなと思うんですが、純粋な例規集追録に加えて、法令出版会社にそのデータを構築するその料金というのも同額ぐらいの内訳で入っているんですね。そのイントラネット系のものなんですが、要はデータですね、データを法令出版会社のほうで保存している、その料金も入っているので、これ、私のほうでこの部分何とかならないのか、もしそういったものがあるんだったら、テキスト、文字データのほうも提供してくれないとか、そのような交渉をしております。なので、この金額につきましては単純に言われるがままではなく、少しでも活用できるような工夫は現在しております。

3番目の排ガスの予算の落札額の関係についてでございますが、指名競争入札、4社行いまして、港区の業者、八王子の業者、世田谷区の業者、立川市の業者ということで、これ入札結果による差金だというふうに解釈しております。

4番目の残骨灰につきましては、こちらのほう、今日この手元に資料のほうはご用意していませんが、毎回、埋葬のお寺の証明書ですとか中間処理をやった経緯の写真というものは提出しております。また、金属量の内訳につきましても載っております、せっかくご質問いただいたので4年前までの金属量、調べさせていただきました。全体で4年前は185キ

ロだったものが前々年は149キロ、昨年は157キロで若干減少傾向にあると思います。また、その辺の書類のマニフェストのほうも事務所のほうではしっかり提出させて、用意してございます。

それから、決算の概要につきましてですが、ご指摘のとおり、前年を踏襲した形で作成してしまっているところなので、もうちょっと分析したほうがよろしいのではないかというのは、そのとおりでございます。

斎場使用料につきましては、式場使用料、減っております。ご説明申し上げましたとおり式様式の変化、ましてここでコロナの関係で通夜式を省略するような形ですとか、そういった形でいずれにしても縮小傾向にございます。

長期修繕計画の資金計画などとの整合性はどうなっているんだというお話だと思んですが、これ、一度策定したものでございますが、これにこだわらずに見直し、なるべく精度の高い数字というものを検証しながら、やはり数字に乖離が発生するようでしたら、そのつどお示しして進めていけるように考えていきたいと思えます。根本的に減ってしまう問題につきましても、長期的に使用料の見直しとかその辺も含めて考えていく必要があると考えております。以上です。

○議長（加藤光徳議員） 1番、辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） まず1点目の改元対応委託料なんですけれども、自前でされたというところは良かったと思います、経費の削減になりましたので。ただその辺が、予算の段階で見積りまでとられて予算を組まれているので、その時点でもう少しわかったんではないかなという思いはありますけれども、自前でやられたということで評価したいと思えます。

それから2番目の例規集の件ですけれども、これデータの保存にもお金を払っているというのは初めて聞いた話で、そうなる前のご答弁は何だったのかなということで、確か前のご答弁のときに、ちょっと言葉は探せなかったんですけれども例規集以外に多分2つぐらい文章の冊子というんでしょうか、その変更があって、そこにお金がかかっているんだというお話だったんです。先ほどのお話ですとデータの保存ということで、それプラス、データの保存料がかかっているという理解でいいのかどうかということですね。ほかの文書の改訂は含まれていないのかどうかということをもう一回お聞きしたいと思えます。

それから契約差金の辺はわかりました。ただ、落札率が7割切るとするのはちょっとどうかなと思いますので、今後、見積りというか予算は例年とあまり変わらない額で予算を組まれていますので、来年度の見積りをとるときに、業者、どこから見積りをとるのかとか、その辺で適正な落札率になるようなことも少し考えてやっていただければなと思います。

それから、残骨灰のことについては書類も提出されていて、金属量、減っているということでもよくわかりました。後ほどそのデータもいただければと思います。

それから決算の概要について、最後にご答弁されたこと、とても大事なことを言われたなと思います。やはり一応長期で立てられたものの実際によっていく傾向がありますので、その辺早めにキャッチして、それぞれの自治体の負担額、変える必要はないのかとか含めて、早めに分析をして長期計画の修正等も必要によってはやっていただくと、そういったことをお願いしたいと思います。

意見がほとんどでしたので、1つだけ質問は、例規集のことについてのご答弁をお願いいたします。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（谷合和久局長） 改めてご説明し直します。先ほど私自身でも上手に説明できなかったなと反省しております。まず、ちょっと細かな話になってしまうんですけど、例規集は46ページを元年度は直しました。その追録代が12万4千円。それに伴う先ほど申し上げましたデータ作成料が14万9千円、それ以外に先ほどお話がありましたほかに、地方実務提要4件、35,669円、墓地埋葬法実務便覧、地方公共団体決算ハンドブック、要はそれ以外の書籍です。その経費に充てたということでございます。

せっかくご質問をいただいたので、ここの部分については、何とかもうちょっと効率的なことができないかなと。例えば各構成市町村のホームページを見ると例規集が閲覧できるような状態。当斎場のほうでもそのような仕掛けができないのかなと。法令出版会社に相談しております。お金の話をしてしまいますと、多摩地区のある自治体ではこの同じようなやり方をやっているんですが、金額でいうと75万円ぐらい。そこまでの費用対効果を考えてやったほうがいいのかというところは検討しどころなんですけれど、この金額そのまま鵜呑みにせずに、いろいろな検証はしていきたいと考えております。

○議長（加藤光徳議員） 1番、辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） 前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。以上です。

○議長（加藤光徳議員） ほかに、8番、折田眞知子議員。

○8番（折田眞知子議員） 2点ほど伺っておきたいと思います。

13 ページの相沢沖のアクセス路の管理の関係です。文化の森入口から二ツ塚へ抜けるアクセス路ですが、草木が道路のほうに繁茂している状況が見受けられます。この管理はどのようにされているのか、今後の実施予定は直近でございませうでしょうか。また、年に何度ぐらい伐

採などをされているのかについて、伺っておきたいと思います。

それから2点目は、基金の積立の関係ですが、目標値などは設定されているのでしょうか。年度ごとに修繕計画が入っているのでここからの支出というのが予定されていますけれども、今後の予定というか推移というか、その辺りをご説明いただければと思います。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（谷合和久局長） アクセス路の草木とかの管理はどうなっているんだという話でございますが、まずアクセス路、皆様ご存知のとおり、ゲートがあると思いますが、そのゲートの内側、そこは多摩広域資源循環組合の構内敷地となっております、そこは循環組合さんのほうで定期的に管理、そういう草木の伐採を含めてしております。お金の話をしてしまいますと、かかった経費につきましては町のほうに按分して請求がきたり、それがさらにまた当齋場組合のほうにも請求がくるというような形になっております。

どのぐらいのペースで草木の除去だとか管理しているというのは、今この場で情報がないのでわかりませんが、循環組合のほうでやっていて、その前後については町道、町の道路なので町の管理でやっているということでございます。

基金の積立についてですが、恐らく以前、長期修繕計画、年度末に作成しましたよということで、建築の関係ですとか設備の関係ですとか、資金計画も含めて表にしてございますので、もしよろしければ改めてご提出させていただきます。

○議長（加藤光徳議員） 8番、折田眞知子議員。

○8番（折田眞知子議員） 齋場で管理しているわけではないということですが、かなり道幅が狭いこととカーブをしていることなどもありまして、整備をきちんとしておくということが、やはり齋場に向かう道ですので、双方向からいらっしゃる方が多いと思うんですけれども、慣れない方もいらっしゃると思われまますので、是非通って繁茂しているようでしたら組合などにも報告していただいて、きれいな状態が続くようなことを是非お願いしたいと思います。

基金の関係、確かに、計画書をいただいておりますのでわかってはいるつもりなんですけれども、ただ、年度ごとにいろいろ変動が、予期せぬことがあったりしますので、最低限どれぐらいの金額を予定されているのかなということちょっと伺ってみました。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（谷合和久局長） アクセス道路のことにつきましては、実態として、かなり齋場利用者が使っているというような実態でございます。循環組合さんの敷地でお借りしているという立場ではございますが、その辺は循環組合さんと信頼関係の中で上手にしていきたいと

考えております。

○議長（加藤光徳議員） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第6 議案第10号「秋川流域斎場組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） 議案第10号 秋川流域斎場組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度について、会計年度任用職員の報酬及び期末手当並びに費用弁償等を規定するため、条例の制定を行うものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いして提案理由の説明いたします。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。1番、辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） それでは少し質問させていただきます。

第2条の定義についての質問ですけれども、条例ではフルタイム会計年度任用職員、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう、パートタイムのほうは第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう、ということで、つまり1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一であればフルタイム、通常の勤務時間と比べて短い場合はパートタイムと、こういうことだと思うんですけれども、地方公務員法でいう1週間当たりの常勤の通常の勤務時間、これを何時間とするかというのは法の解釈という

か考え方によって異なってくると思うんです。

ちなみにあきる野市の場合には、現在のところ、この地公法の第22条の2の第1項第2号に基づくフルタイム会計年度任用職員は条例には定めていません。パートタイム会計年度任用職員だけを規定しています。そしてパートタイム会計年度任用職員としての1週間当たりの勤務時間は35時間以内というふうにあきる野市の場合は規定で定めているんです。つまり、週35時間を超えてしまうとそれはフルタイムにあたるという、そういう考え方に基づいているんですね。

そこでお尋ねするんですけれども、この斎場組合におけるパートタイムとフルタイム、この境界線というのは1週間当たりの通常の勤務時間を何時間というふうに規定しているのかなということです。よろしく願いいたします。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（谷合和久局長） 今、1週間当たりの時間を何時間に規定しているかという要旨だと思うんですが、38時間45分という解釈で考えておりました。今、あきる野市さんの例の35時間以上というところはちょっと私も勉強不足で承知はしてないんですが、今回の条例では記載しておりませんが、今回同時に施行させていただきたいと思っている規則のほうでは38時間45分とフルタイム職員については規定しております。

○議長（加藤光徳議員） 1番、辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） 38時間45分というのは、1日7時間45分、8時半から5時15分までですね。7時間45分で週5日勤務すると、掛け算すると38時間45分になるということだと思うんですけれども、常勤職員の方は毎週、毎週、勤務時間が38時間45分というわけではないわけですね。祝祭日があったり、年始年末のお休みがあったりしますので、実際には平均すると35時間程度になるということなんです。

そうすると、もし、パートタイムの会計年度任用職員の方で、常勤職員よりも少し短く、8時半から例えば5時までと短く、そして月20日の勤務というふうに決められたとすると、年間を通じた勤務時間って、計算すると常勤の職員の方よりも多くなってしまうということが起きるわけですね。それで処遇はパートタイマー扱いというのはちょっと不合理ではないかということなんです。

ですから、実際にこれから置かれるのかどうかなんですけれども、その辺、実質的にはフルタイムに匹敵する、あるいはそれを超える仕事をしているのに扱いがパートタイムというふうにならないように私はすべきだと思うんです。その辺は規則で決められているのかなと。条例にはその時間数、読んだんですけれども出ていなかったんで、多分規則で決められ

ているのかなと思うんですけれども、その辺、実際にそういう任用が出てきたときに、そういう不合理なことが起きないように工夫はしていただきたいなということを思います。

もう1つの質問は、会計年度任用職員のフルタイムに関しては退職手当、これが出せるという仕組みになっているんですけれども、ちょっと読んだところでは退職手当の条文は見つからなかったんですけれども、そこがどうなっているのかを併せてお願いいたします。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（谷合和久局長） まず1つ目の38時間45分びったりだと、正職員、休日祝日等絡むと整合するとおかしいんじゃないかというような内容だと思いますが、そちらのほうは、基本時間というものを算定して、休日等は抜くような形で、常勤の要は正職員とフルタイムに関しては変わらないような処遇になっていると解釈しております。その条文をどこで示しているというのは今ズバリ説明できないところですが。

それからもう1つ、退職手当につきましては、そのところ規定については意識していなかったというのが正直なところでございます。このような会計年度任用職員含めた職員の処遇の規定につきましては日の出町役場さんの例規集をベースにしております。それを丸写しするからよいということではなく、また改正など発生したときに間違いがないようにとかそういう意味で、日の出町役場さんのほうで作成された条例などを参考にしているという関係で、そこまで意識が及ばなかったというのは正直なところではあります。退職手当の問題については確認しておきたいと思っております。

○議長（加藤光徳議員） 1番、辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） 今のところ会計年度任用職員、今年度いらっしゃらないということで、今後、会計年度任用職員が配置される具体的な予定があるかどうかだけ、最後にお聞きいたします。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（谷合和久局長） 過去、斎場組合ができ上りましてから、臨時職員含めて会計年度任用職員、採用する予定はございません。ただ、やはり不測の事態に備えて規定整備をしていくというスタンスで現在おります。

○議長（加藤光徳議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

はい、どうぞ。

○1番（辻よし子議員） 会計年度任用職員については、今、同一労働、同一賃金など問題もあって、非正規の扱いをどうするんだということ、非常に大きな問題だと思います。特にフルタイムの会計年度任用職員の処遇をどうするのかというのは非常に大きな問題で、ほとんど有期雇用というだけであって実際はほとんど同じ仕事をしている方に対して、例えば退職手当も出ないとか、あとは有休の休暇制度がないとか、そういったことで非常に私としては不合理なものになる危険性があるものだなと思っております。

実際に斎場組合のほうでは今のところ置く予定はなくて、とりあえず日の出町役場に做ったものを据え置いておくというお考えはよくわかるんですけども、私としては、フルタイムの会計年度任用職員を条例で定める以上、もう少し丁寧な処遇を含めた検討をした、それを反映した条例にしていだきたいなと思いますので、残念ですけども今回は反対とさせていただきます。

○議長（加藤光徳議員） 次に、原案に賛成の討論を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ないようですので、これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議がありますので採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤光徳議員） 起立多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第7 議案第11号「秋川流域斎場組合会計年度任用職員制度の導入に係る関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（橋本聖二町長） 議案第11号 秋川流域斎場組合会計年度任用職員制度の導入に係る関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、先ほどの議案第10号と同様に、会計年度任用職員制度の法施行及び本組合での導入に向けまして会計年度任用職員の勤務条件等を規定するため、関係する条例7件の一部を改正するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いして提案理由の説明とい

たします。よろしくお願ひします。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願ひます。

まず、原案に反対の発言を許します。

○1番（辻よし子議員） これと関連する第10号、秋川流域斎場組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、これに反対しておりますので、本条例にも反対させていただきます。

○議長（加藤光徳議員） これより議案第11号を採決いたします。

異議がありますので、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤光徳議員） 起立多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第8 議案第12号「令和2年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（橋本聖二町長） 議案第12号 令和2年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,777万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ2億3,938万円とさせていただくものでございます。

内容につきましては、予算書の4ページ、5ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でございますが、前年度の繰越金が確定いたしましたことから、前年度繰越金に1,777万6千円を追加し、1,977万6千円とするものでございます。

次に歳出でございますが、総務費の一般管理費のうち建物設備整備基金積立に1,527万6千円を追加するほか、衛生費では火葬業務委託料に50万円を追加するものでございます。

この内容につきましては、新型コロナウイルス感染症被害の予防対策として、非常時に備えた火葬業務従事者養成のための特別な経費でございます。

次に予備費でございますが、こちらも新型コロナウイルス感染症被害をはじめとする災害

を含めた緊急の支出に備えるもので、200万円追加するものでございます。いずれも危機管理の観点から計上するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いして提案理由の説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（加藤光徳議員） 以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第2回秋川流域斎場組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午前11時08分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和2年10月23日

秋川流域斎場組合議長

秋川流域斎場組合議員

秋川流域斎場組合議員